

住むなら北九州 定住・移住推進事業 新生活応援メニュー
補助要件チェックリスト

申請者 氏名 北九 太郎

1. 申請者について

①～⑥に該当していたら☑(⇒□)を入れて下さい(1つでも該当しないものがあつた場合、本事業の対象とはなりません)。

- ① 申請者が29歳以下で、単身で生活する ⇒ ☑
 ② 大学、短大、専門学校、高等学校等を当該年度末までに卒業見込 ⇒ ☑
 卒業後3年以内 ⇒ □

③ ア～ウいずれかの企業に新たに就職するため転入又は転居する。

(該当する企業に☑(⇒□)を入れて下さい)

- ア:「北九州で働こう!U・Iターン応援プロジェクト」登録企業 ⇒☑
 イ:「北九州しごとまるごと情報局 企業応援サイト」登録企業 ⇒□
 ウ:「北九州雇用対策協会」会員企業 ⇒□

- ④ 転入又は転居後、原則2年以上市内に居住することができる。 ⇒ ☑
 ⑤ 北九州市において市税の滞納がない ⇒ ☑
 ⑥ 暴力団又は暴力団員ではない、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係はない。 ⇒ ☑

2. 対象住宅について

・街なかの区域(補助申請要領 p.9 から 14 を参照)に所在し、次の(ア)～(イ)の全ての区域外に所在する住宅 区域外であれば☑(⇒□)を入れて下さい

(1つでも区域内のものがあつた場合、本事業の対象とはなりません)

(ア)市街化調整区域⇒☑ (イ)工業専用地域⇒☑ (ウ)土砂災害特別警戒区域⇒☑ (エ)土砂災害警戒区域⇒☑

①～③のうち、転入予定先の住宅いずれかに☑(⇒□)を入れて下さい

① 民間賃貸住宅 ⇒ ☑

公営・公社・都市再生機構等の設置する公的住宅を除いた居住用の賃貸住宅で、次のア～エの全てを満たす住宅

ア:新築*ではない住宅 ⇒ ☑ ※新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがなく、建設工事の完了の日から1年を経過していないもの	イ:住戸専用面積*が25㎡以上の住宅 ⇒ ☑ ※バルコニー等の共用部を除いた面積	ウ:次のいずれかに該当する住宅 ・昭和56.6.1以降に着工した住宅 ⇒ ☑ ・昭和56.5.31以前に着工した住宅で、耐震診断を実施し、又は耐震改修工事を施し新耐震基準を満たした住宅 ⇒ □	エ:宅地建物取引業者が仲介を行う住宅 ⇒ ☑
---	---	--	------------------------

①の住宅である場合は、補助要件に該当する住宅であるか仲介を行う不動産事業者等に必ず確認するようにして下さい。

② 特定優良賃貸住宅のうち、家賃補助が終了した住宅 ⇒ □

- ・本市の認定を受けて建設された特定優良賃貸住宅*
- ※福岡県住宅供給公社及び北九州市住宅供給公社が建設したもの

②、③の住宅である場合は、補助要件に該当する住宅であることを本市ホームページで必ず確認して下さい。

③ 北九州市空き家バンク登録住宅 ⇒ □

- ・北九州市空き家バンク要綱に則って媒介契約を締結した住宅